

四街道市認定地域クラブ運営統括団体等募集要領

1 応募資格

- 参加資格を有する者は、公募日から事業開始の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。
- (1) 直近3年以内に中学校部活動の地域展開のための地域クラブを設置した又は、その運営に携わったもの。
 - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による一般競争入札の参加資格のない者に該当しないこと。
 - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。
 - (4) 四街道市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成4年7月1日施行）に基づく指名停止又措置を受けていない者であること。
 - (5) 四街道市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者に該当しない者であること。
 - (6) 市税及び国税の滞納が無いこと。
 - (7) 地域クラブの運用に関する要件を遵守し、事業を実施できること。

2 市認定地域クラブの運用に関する要件

- (1) 四街道市内全中学生を対象に令和8年3月31日現在において休日に活動している中学校の全部活動を対象に地域クラブの指導員を募集すること。なお、指導員については、令和7年度に四街道市モデル事業受託者が募集した人材をできる限り、活用すること。
- (2) 地域クラブの活動範囲については、「四街道市学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン（第1版）」を遵守し、かつ、週当たり土曜日又は日曜日のいずれか3時間程度、四街道市内で活動することを原則とすること。
- (3) 参加費用については、国の指針を踏まえ、保護者の費用負担の軽減に最大限配慮すること。なお、年会費5,000円、月会費4,000円を上限とする。
- (4) 活動については、参加者が活動を通じて楽しさや喜びを感じられることを本質とし、公平に機会を確保すること。
- (5) 四街道市立各小中学校の教員が指導員登録を希望した場合、教育公務員特例法の規定を遵守した上で登録が可能となる体制を整えること。
- (6) 令和8年9月から四街道市内全中学生を対象に地域クラブの活動が開始できるよう運用システムが準備できること。
- (7) 困窮家庭の支援について市の方針を理解し、参加状況に関する調査や参加費用徴収事務等において協力体制を整えること。

3 全体スケジュール

内容	期日
公募開始	令和8年2月 4日(水)
質問書受付締切	令和8年2月18日(水)
質問回答	令和8年2月25日(水)
申請書類受付締切	令和8年3月 4日(水)
審査会(プレゼンテーション)	令和8年3月18日(水)
審査結果通知(予定)	令和8年3月23日(月)

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

4 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質問書(様式5)を電子メールで事務局(ysports@city.yotsukaido.chiba.jp)あてに送付すること。

イ メールの件名は【四街道市認定地域クラブ運営統括団体等募集】とすること。

ウ 送付した際は、事務局(043-424-8926)に電話し到着確認をすること。

エ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問(応募者数・参加者名・審査委員等)についての質問は受けない。

オ 質問に対する回答は、本要領の追加又は修正として取り扱う。

(2) 質疑期間

令和8年2月4日(水)から令和8年2月18日(水)

(3) 回答方法

令和8年2月25日(水)までに市のホームページに掲載する。

5 応募方法

(1) 提出書類(10部)

ア 事業計画書

事業計画書作成にあたっては、下記の条件を基本とするが、本公募段階の参考資料、四街道市が公開している資料等をもとに算出した数値により具体的な提案を行うこと。

①令和6年9月から実施した四街道市部活動地域展開モデル事業の事業成果及び課題を考慮し、3カ年における具体的な事業計画を作成すること。

別紙資料①令和6年度四街道市部活動地域移行管理運営等業務委託仕様書

別紙資料②令和7年度四街道市部活動地域展開管理運営等業務委託仕様書

事業成果については、市HP「市部活動地域展開推進協議会」の頁参照

②各年度の地域クラブの活動期間及び最低活動回数については、下記のとおりとする。

年度	活動期間	最低活動回数
令和8年度	9月1日～翌3月31日	18日
令和9年度	4月1日～翌3月31日	34日
令和10年度	4月1日～翌3月31日	34日

※地域クラブの指導スタッフは2名配置を基本とする。

③地域クラブ数及び参加者数は下記のとおりとする。

設置予定地域クラブ数 54クラブ (令和8年9月1日付け)

参加者数 令和8年9月1日 730名

令和9年4月1日 1,100名

令和10年4月1日 1,100名

※別紙資料③「四街道市立中学校部活動設置数及び加入者数」を基に、

地域クラブ加入者数を60%として算定。

④各種大会出場については、令和8年度は学校単位とし、令和9年4月以降は、地域クラブ単位での出場を基本とする。よって、令和8年9月より引率等の体制を整備するものとする。

イ 収支予算書(様式2)

ウ 団体調書(様式3)

エ 宣誓書(様式4)

オ 納税証明書の写し

カ 審査に関する書類(任意様式)

(ア) 団体等の規約

(イ) 団体等の役員名簿

(ウ) 団体等の指導員の募集要領

(エ) 団体等の活動計画

(オ) 団体等の予算書(保護者の費用負担の軽減内容を含む。)

(カ) 四街道市立各小中学校の教員が指導員登録をする場合の体制に係る説明書

(2) 期限

ア 持参の場合

令和8年3月4日（水） 午後4時まで

イ 郵送の場合

令和8年3月4日（水） 必着

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

教育部文化・スポーツ課（市役所第二庁舎2階）

イ 郵送の場合

事務局宛に送付すること

※原則として提出後の資料の修正及び追加提出は認めない。

6 審査について

(1) 審査方法

事業計画書に沿ってプレゼンテーションを行い、四街道市認定地域クラブ運営団体等選定委員会による面接の形式で実施する。

(2) プrezentationについて

ア 日付

令和8年3月18日（水）

※開始時刻については、別途応募者に通知する。

イ 場所

市役所第二庁舎2階第2会議室

ウ 実施時間

40分以内とする（目安：説明30分+質疑10分、セッティング・撤去に係る時間を除く）。

エ 人数

交付決定した際の責任者（担当者）を含め3名以内とする。

オ 貸出物品

机・椅子・PC・プロジェクター・スクリーンとする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

カ その他

企画提案者が1者の場合においても、プレゼンテーション審査を実施する。この場合において、最優秀提案者として適当でないと認められるときには、最優秀提案者として選定しないことがある。

7 結果通知

参加した団体等に対し、書面にて通知する。

8 選定後の手続き

最優先候補申請者に選定された者は、本案件に係る予算成立後、各年度の事業内容等を担当部署と協議したのち、「四街道市部活動地域展開支援事業補助金交付要綱」に基づき補助金交付申請書を提出するものとする。

9 事務局

(1) 担当部署

四街道市教育委員会教育部文化・スポーツ課

(2) 連絡先

〒284-0003 千葉県四街道市鹿渡2001-10

電話番号：043-424-8926（直通）

Eメールアドレス：ysports@city.yotsukaido.chiba.jp